

定価(消費税込)一箇年 一七、六〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第五十四号

令和四年

十二月二十六日

月 曜 日

## 目次

### 規則

- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………六
- 山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………八

## 規則

### 山梨県規則第三十二号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

## 別表第一（第三条関係）

## 技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	136,200	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	254,500	290,000	335,600
	41	187,400	255,500	290,600	336,600
	42	188,700	256,700	291,600	337,600
	43	190,100	257,600	292,600	338,600
	44	191,300	258,900	293,500	339,600

	45	192,300	259,600	294,200	348,200
	46	193,800	260,600	295,100	349,600
	47	195,200	261,700	296,000	351,100
	48	196,500	262,600	296,900	352,600
	49	197,900	263,700	297,600	354,200
	50	198,900	264,700	298,200	355,000
	51	200,200	265,800	298,900	356,200
	52	201,200	266,500	299,700	357,200
	53	202,400	267,200	300,300	358,100
	54	203,500	268,000	301,100	359,200
	55	204,600	269,000	301,800	360,100
	56	205,700	270,000	302,500	361,200
	57	206,600	270,800	303,200	362,100
	58	207,700	271,800	303,900	362,800
	59	208,700	272,900	304,700	363,500
	60	209,700	273,900	305,400	364,200
	61	210,600	274,900	306,000	364,600
	62	211,700	276,000	306,700	365,200
	63	212,800	276,800	307,400	365,900
	64	213,700	277,900	308,100	366,600
	65	214,600	278,700	308,600	366,900
	66	215,500	279,500	309,100	367,600
	67	216,200	280,300	309,700	368,300
	68	217,100	281,100	310,300	369,000
	69	217,900	281,700	310,900	369,300
	70	219,100	282,500	311,300	369,900
	71	220,100	283,300	311,800	370,600
	72	220,900	284,000	312,300	371,200
	73	221,500	284,800	312,600	371,500
	74	222,500	285,500	313,100	372,100
	75	223,600	286,300	313,600	372,800
	76	224,700	287,100	314,000	373,400
	77	225,200	287,700	314,200	373,800
	78	226,300	288,200	314,500	374,300
	79	227,400	288,700	314,800	374,900
	80	228,400	289,100	315,100	375,400
	81	229,200	289,500	315,400	375,900
	82	230,200	289,900	315,700	376,500
	83	231,200	290,400	316,000	377,000
	84	232,100	290,900	316,300	377,300
	85	233,000	291,300	316,500	377,700
再任	86	233,900	291,900	316,900	378,200
用職	87	234,700	292,500	317,200	378,600
員以	88	235,400	293,100	317,400	379,000
外の	89	236,300	293,400	317,600	379,400
職員	90	237,300	293,900	317,900	379,900
	91	238,300	294,400	318,200	380,300
	92	239,300	294,800	318,500	380,700

93	240,300	295,200	318,700	381,000
94	241,300	295,700	319,000	
95	242,000	296,200	319,300	
96	242,700	296,700	319,500	
97	243,500	297,000	319,700	
98	244,400	297,400	320,000	
99	245,300	297,900	320,300	
100	246,000	298,400	320,500	
101	246,800	298,800	320,700	
102	247,600	299,200		
103	248,500	299,500		
104	249,200	299,800		
105	250,000	300,100		
106	250,600	300,500		
107	251,300	300,900		
108	251,800	301,300		
109	252,500	301,600		
110	253,100	302,000		
111	253,500	302,400		
112	253,900	302,700		
113	254,100	302,900		
114	254,500	303,200		
115	255,000	303,500		
116	255,500	303,700		
117	255,800	303,900		
118	256,200	304,200		
119	256,700	304,500		
120	257,200	304,700		
121	257,500	304,900		
122	257,800	305,200		
123	258,100	305,500		
124	258,400	305,700		
125	258,600	305,900		
126	258,800	306,200		
127	259,100	306,500		
128	259,400	306,700		
129	259,600	306,900		
130	259,800	307,200		
131	260,200	307,500		
132	260,400	307,700		
133	260,700	307,900		
134	261,100			
135	261,400			
136	261,700			
137	261,900			
138	262,200			
139	262,400			
140	262,700			

141	263,000				
142	263,200				
143	263,500				
144	263,800				
145	264,000				
146	264,200				
147	264,500				
148	264,700				
149	265,000				
150	265,300				
151	265,600				
152	265,800				
153	266,000				
154	266,300				
155	266,500				
156	266,700				
157	267,000				
158	267,300				
159	267,600				
160	267,900				
161	268,100				
162	268,300				
163	268,600				
164	268,900				
165	269,100				
166	269,300				
167	269,600				
168	269,900				
169	270,100				
170	270,300				
171	270,600				
172	270,900				
173	271,100				
174	271,300				
175	271,600				
176	271,900				
177	272,100				
再任用職員		202,200	223,200	244,000	274,600

別表第六中
42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
を
41
42
42
43

43
44
44
45
46
47
に、
54
54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58

58
59
59
59
60
を
53
54
54
54
55
55
55
55
56
56
56
56
57
57

58
58
59
59

に改める。

別表第六の二中
93
94
95
96
98
100
102
を
94
96
98
100
101
102

103
に、
110
112
114
116
119
122
125
を
111
114
117
120
122
124
126

に改める。

**附 則**

**(施行期日等)**

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（次項及び第三項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

**(給与の内払)**

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

**(第二号会計年度任用職員に関する経過措置)**

3 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における改正後の規則第五条の七の規定の適用については、同条第一項中「給料表」とあるのは、「技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和四年山梨県規則第三十二号）による改正前の第三条に定める給料表（次項において「旧技能労務職給料表」という。）」と、同条第二項中「技能労務職給料表」とあるのは、「旧技能労務職給料表」とする。

**(給料の切替え等)**

4 この規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の適用を受ける職員の例による。

**山梨県規則第三十三号**

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

改正する規則  
山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則の一部を

改正する規則  
山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則（令和三年山梨県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 条例第十四条第一項第六号の規則で定める事項は、太陽光発電事業の地域住民等への説明等の状況に関する事項とする。

第五号様式を次のように改める。

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

## 設置規制区域外施設の設置届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

太陽光発電施設の設置場所		
事業区域の面積	平方メートル	
太陽光発電施設の出力	キロワット (太陽電池の合計出力 キロワット)	
施 太 予 陽 定 光 期 発 間 電 事 業 内 容 及 び 実	発電電力の用途 売電（設備ID）・ 自家消費 その他（）	
	設置工事着手予定年月日	年 月 日
	設置工事完了予定年月日	年 月 日
	運転開始予定年月日	年 月 日
	事業廃止予定年月日	年 月 日
地域住民等への説明等の状況		
備考		

注1 「太陽光発電施設の設置場所」の欄には、届出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載すること。

2 「事業区域の面積」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。

3 「太陽光発電施設の出力」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。

4 「発電電力の用途」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。

5 「地域住民等への説明等の状況」については、全ての説明等の記録及び当該記録の内容が事実であることを確認することができる資料を添付すること。

6 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・位置図、事業区域図及び配置図
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類

附則

この規則は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

山梨県規則第三十四号

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県環境影響評価条例施行規則（平成十一年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表五の項ホ及びへ中「一ヘクタール」を「〇・五ヘクタール」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 太陽電池発電所の設置の工事の事業のうち事業の用に供する区域に含まれる森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する国有林及び同法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている私有林をいう。以下この項において同じ。）の面積が〇・五ヘクタール以上一ヘクタール未満であるもの又は太陽電池発電所の規模の変更の工事の事業のうち事業の用に供する区域に含まれる森林の面積が〇・五ヘクタール以上一ヘクタール未満増加するものであって、当該事業に係る太陽電池発電所についてこの規則の施行の前日に山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和三年山梨県条例第二十七号）第八条（同条例附則第三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により設置許可の申請書の提出があったものについてのこの規則による改正前の別表五の項ホ及びへへの規定の適用については、なお従前の例による。ただし、提出があった設置許可の申請書の記載事項のうち同条例第八条第八号に掲げる事項について、記載事項に不備がある場合又は必要な書類が添付されていない場合は、この限りでない。